

「岐阜県川辺漕艇場」再開における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1. 新型コロナウイルス感染防止対策に関する方針を策定し、共通して実施する事項、施設毎に実施する事項を示す。
2. 施設再開(開始)時期と対象施設

- ・ 施設を下表のとおり区分し、段階的に再開する。

【屋外施設】

施設名		再開(開始)日	人数制限
川辺漕艇場	漕艇場	6月1日	100人まで

【屋内施設】

施設名		再開(開始)日	人数制限
川辺漕艇場 新艇庫	艇庫	6月1日	30人まで
	会議室	6月15日以降	10人まで
	トレーニング室	6月15日以降	10人まで
川辺漕艇場 漕艇センター	艇庫	6月1日	30人まで
	宿泊室	6月1日	4人まで
	食堂	6月1日	8人まで
	厨房	6月1日	4人まで
	浴室	6月1日	4人まで

3. 再開後の利用制限

- ・ 団体予約利用を原則とする。
- ・ 当面の利用人数を上記表の人数制限内とする。
宿泊施設は定員に関わらず、1室1名とする。
- ・ 当面、県及び指定管理者の主催事業は行わない。
- ・ 6月15日以降、状況によりこの制限を見直すものとする。

4. 感染防止対策(共通事項)

(1) 実施体制

- ・ 施設管理者、施設利用者の感染防止対策を確認するため「チェックシート」を作成。
- ・ 施設利用者は利用前に、「施設利用者名簿兼健康チェックシート」を管理人室窓口に提出。

(2) 密集、密閉、密接対策(3密回避)

- ・ 利用者同士の間隔を確保(2m以上)
- ・ 利用者数の人数制限と滞在時間の短縮を図る。
- ・ 頻繁な換気(30分に1回以上)、複数の窓開けによる通気の良い換気を行う。
- ・ 施設利用者や施設職員のマスク着用の徹底、パーテーション等により対面場面を遮断する。

(3) 衛生対策

- ・ 利用者が入口等での手指消毒、施設・物品の徹底した清掃消毒の実施及び喚起。
- ・ 施設利用者のゴミの持ち帰りを徹底する。

- ・ 施設利用者、施設職員の健康チェックを徹底する。(体調、検温等)

5. 感染防止対策(個別事項)

(1) 屋外施設

ア 対象施設

川辺漕艇場	漕艇場
-------	-----

イ 感染防止対策

- ・ 前記の人数制限以下の団体利用(事前予約)のみとする。
- ・ 同一施設内・同一時間帯での利用は、原則1団体のみとする。
(複数団体利用の場合は総利用人数を前記人数制限以下とする。)
- ・ 大会及び観客や応援者を伴う利用は禁止とする。
- ・ 利用団体は、「施設利用者名簿兼健康チェックシート」を記入し、利用前に管理人室窓口に提出する。
- ・ 施設入退時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は2m以上の身体的距離や時間制限を設ける。
- ・ 利用者は利用前後の手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 利用者はマスクを着用する。(競技中、練習中はこの限りでない)
- ・ 利用後は、清掃及び共用器具、ベンチ、手摺り、ドアノブ、水道蛇口コック等を消毒する。

(2) 屋内施設

ア 対象施設

川辺漕艇場	艇庫
新艇庫	会議室
漕艇センター	艇庫

イ 感染防止対策

- ・ 前記の人数制限以下の団体利用(事前予約)のみとする。
- ・ 同一施設内・同一時間帯での利用は、原則1団体のみとする。
(複数団体利用の場合は総利用人数を前記人数制限以下とする。)
- ・ 着席利用する場合は四方を空けた配置とする。(利用者数は概ね席数の1/4とする)
- ・ 利用団体は、「施設利用者名簿兼健康チェックシート」を記入し、利用前に管理人室窓口に提出する。
- ・ 施設入退館時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は2m以上の身体的距離や時間制限を設ける。
- ・ 利用者は利用前後の手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 利用者はマスクを着用する。(競技中、練習中はこの限りでない)
- ・ 頻繁な換気(30分に1回以上)、複数の窓開けによる通気のよい換気を行う。
- ・ 利用後は、清掃及び共用器具、トイレ、手摺り、ドアノブ、水道蛇口コック等の利用した箇所の消毒をする。

(3) 宿泊施設

ア 対象施設

川辺漕艇場 漕艇センター	宿泊室
	浴室
	食堂
	厨房

イ 感染防止対策

- ・ 宿泊室の利用は定員に関わらず、1室1名とする。
- ・ 利用団体は、「施設利用者名簿兼健康チェックシート」を記入し、利用前に管理人室窓口へ提出する。
- ・ 共用のロビー、食堂の利用は座席の四方を空けた配置とする。
(利用者数は概ね席数の1/4とする)
- ・ 食事の提供において、大皿による取り分けやビュッフェ方式による食事の提供を行わない。
(状況に応じ、テーブル間にパーテーションを設置)
- ・ 浴室の利用は、4名(湯舟2名、洗い場2名)を上限目安とする。
- ・ 施設入退館時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は2m以上の身体的距離や時間制限を設ける。
- ・ 利用者は利用前後の手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 利用者はマスクを着用する。
- ・ 頻繁な換気(30分に1回以上)、複数の窓開けによる通気のよい換気を行う。
- ・ 利用後は、清掃及び共用器具、トイレ、手摺り、ドアノブ、水道蛇口コック等の利用した箇所の消毒をする。

(4) その他の施設

ア 対象施設

川辺漕艇場 新艇庫	トレーニング室
--------------	---------

イ 感染防止対策

- ・ 前記の人数制限以下の個人又は団体利用とする。
(※利用に関しては当面の間、予約制とする。)
- ・ 大会及び観客や応援者を伴う利用は禁止とする。
- ・ 団体での利用の場合は、「施設利用者名簿兼健康チェックシート」を記入し、利用前に施設管理者へ提出する。また、個人利用の場合は利用前に「施設利用者確認リスト」に必要事項を記入する。
- ・ 施設入退館時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は2m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 利用者は利用前後の手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 利用者はマスクを着用する。(トレーニング中はこの限りでない)
- ・ 団体利用後は、清掃及び共用器具、トイレ、手摺り、ドアノブ、水道蛇口コック等の利用した箇所の消毒をする。

※ この施設利用制限の緩和(利用制限)は、国、県、町の新型コロナウイルス感染症防止対策の状況により、変更となる場合があります。